

川口市監査告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年3月2日

川口市監査委員	小川	春海
同	金井	洋
同	前原	博孝
同	江袋	正敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

医療センター

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成29年6月1日～平成29年7月27日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 未収金は管理台帳等を設けて適切に管理されているか イ 滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 履行確認を適切に行っているか
(4)財産管理	ア 管理台帳の整理は適切か イ 実地棚卸しは適切に行われているか

4 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年11月30日

5 監査の実施期間

令和3年1月4日～令和3年1月27日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試算又は精査による監査を実施した。

また、対象施設の現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 収益的収入

a 入院・外来の医業収益

b 駐車場使用料等の医業外収益

(イ) 資本的収入

a 一般会計負担金

イ 支出事務

(ア) 収益的支出

a 旅費

b 消耗品費

c 医療事務業務等の委託契約

d 医療機器等の賃貸借契約

(イ) 資本的支出

a 器械備品の購入

ウ 財産管理

(ア) 企業債の管理

(イ) 固定資産の管理

(ウ) 貯蔵品（医薬品）の管理

(エ) 郵便切手の受払い

エ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

第3 意見

1 収益的収入の医業外収益について

行政財産使用許可において、施設使用料の納期限が前納でない理由が明記されていないものが見受けられたので、適正に取り組まれない。